

令和7年度（2025年度）熊本県サービス付き高齢者向け住宅制度
補助金交付要項

（通 則）

第1条 知事は、高齢者の居住の安定の確保を図るため、熊本県サービス付き高齢者向け住宅制度要項（以下「制度要項」という。）第9条の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要項における用語の定義は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日国住備第160号。以下「国庫制度要綱」という。）、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成19年3月28日国住備第161号。以下「国庫対象要綱」という。）、地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日国住備第162号。以下「国庫補助要領」という。）及び制度要項に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)「中山間地域等」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

- ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- カ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項又は同法第33条に規定する過疎地域

(2)「集落」とは、建築物の敷地相互間の最短距離が原則として50メートル以内で、建築物が連たんしている区域をいう。

(3)「中心集落等」とは、地域の中心的な集落であり、役場等の行政機能、事業所等の集積が見られる集落をいう。

（整備基準）

第3条 この要項による補助の対象となるサービス付き高齢者向け住宅は、法、省令及び共同省令で定める基準並びに国土交通省住宅局長が定める整備基準並びに制度要項で定める基準に適合するものでなければならない。

（整備に係る補助金の額）

第4条 サービス付き高齢者向け住宅の整備に係る補助金の額は、別表（い）欄に掲げる住宅の区分に

応じ、(ろ) 欄に掲げる補助対象経費を国庫対象要綱第4条から第6条までの規定に基づき算出した合計額と、(は) 欄に掲げる額のいずれか低い方の額を限度とする。

- 2 サービス付き高齢者向け住宅を、中山間地域等における中心集落等内に整備する場合であつて、次のいずれかに該当する場合は、国庫対象要綱第4条の規定中「5分の1」とあるのは「4分の1」とし、同要綱第5条の規定中「3分の2」とあるのは「6分の5」とし、同要綱第6条の規定中「3分の2」とあるのは「6分の5」とし、その場合において補助限度額の適用については、別表(は) 欄中「200万円」とあるのは「240万円」とする。

- (1) 同一の集落内かつ計画敷地の境界線から500メートル以内に、次のアからウまでのいずれかが存在する場合

ア 医療施設

イ 高齢者の日常生活に必要な福祉施設

ウ 高齢者の日常生活に必要な商業施設

- (2) 当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者が、高齢者の日常生活に必要な福祉施設から高齢者の福祉サービスを提供される状態にある場合

- (3) 市町村の介護保険事業計画等と整合する高齢者居住安定確保計画にサービス付き高齢者向け住宅の供給方針が明示され、かつ、当該サービス付き高齢者向け住宅の計画が当該供給方針に整合するものである場合

- 3 第1項の補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)

- (2) 収支予算(決算)書(別記第3号様式)

- (3) 実施設計書(付近見取図、配置図、各階平面図、その他補助対象工事内容がわかる図書)

- (4) 工事内訳書

- (5) 数量積算書

- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる書類

- (7) サービス付き高齢者向け住宅に登録された旨の通知の写し

- 3 第1項の申請書の提出は、補助対象に係る工事(以下「工事」という。)の着手前に行うものとし、その提出部数は、1部とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助金の額に変更を生じる事業計画の変更とする。

- 2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、第5条第1項各号に掲げる図書のうち変更に係るものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（事業の中止及び廃止）

第9条 登録事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（別記第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、事業中止（廃止）承認通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（完了期日の変更）

第10条 登録事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、次の各号に掲げる書類を添付して未完了報告書（別記第10号様式）を知事に提出するものとする。

(1) 事業実施状況表（別記第11号様式）

(2) 工事の工程表

(3) 工事の現況写真

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 報告時点 3月末現在

(2) 報告期限 翌月の5日まで

2 前項の状況報告は（別記第12号様式）によるものとし、その提出部数は、1部とする。

（実績報告等）

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記第13号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書（別記第14号様式）

(2) 収支決算書（別記第3号様式）

(3) 工事契約書の写し

(4) しゅん工写真

3 第1項の実績報告書の提出期限は、完了の日から起算して15日を経過した日、又は事業の完了した日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までとし、その提出部数は、1部とする。

（補助金の額の確定）

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記第16号様式によるものとする。

（証拠書類の保管期間）

第15条 規則第23条に規定する別に定める期間は10年とする。

（処分等）

第16条 この要項の定めるところにより補助金の交付を受けたものに係る処分等については、国庫制

度要綱第 17 条の規定を適用するものとする。

(雑則)

第 17 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年（2025 年）5 月 8 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

(い)	(ろ)	(は)
区 分	補助対象経費	限度額
1 民間事業者等が建設し、 管理する住宅	住宅の建設に要する費用（注 2）	200 万円×サービス付 き高齢者向け住宅の登録 戸数
2 民間事業者等が改良し、 管理する住宅（注 1）	既存の住宅等の改良に要する費用（た だし、用途の変更のない場合は次に掲げ る費用を合計した額を限度とする。） (1) 共同施設等整備 (2) 加齢対応構造等整備	
3 民間事業者等が買い取 りを行った上で、改良し、 管理する住宅	次に掲げる費用を合計した額 (1) 住宅の買取りに要する費用 (2) 既存の住宅等の改良に要する費用 （ただし、用途の変更のない場合は 次に掲げる費用を合計した額を限度 とする。）（注 2） ア 共同施設等整備 イ 加齢対応構造等整備	
4 民間事業者等が借り上 げ等を行った上で、改良 し、管理する住宅	既存の住宅等の改良に要する費用（た だし、用途の変更のない場合は次に掲げ る費用を合計した額を限度とする。） (1) 共同施設等整備 (2) 加齢対応構造等整備	

（注 1）公社等（社会福祉法人及び医療法人を含む。以下同じ。）が行う場合に限る。

（注 2）公社等が行う場合は、管理期間が 20 年以上のものに限る。